

令和 6 年 度

第 1 回 定 期 監 査 報 告 書

(監査実施期間：令和 6 年 5 月 7 日～令和 6 年 6 月 2 1 日)

南 相 馬 市 監 査 委 員

目 次

1	監査の種類	1
2	監査の対象	1
3	監査の範囲	1
4	監査の着眼点	1
5	監査の主な実施内容	2
6	監査の期間	3
7	監査の実施場所及び実施日	3
8	監査の結果	3

《指摘事項》

- 1 契約事務 (文化財課)

《指導事項》

- 1 契約事務 (総務課)

《検討事項等》

なし

南相馬市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表します。

令和6年6月25日

南相馬市監査委員 大谷 嘉洋

南相馬市監査委員 細田 廣

記

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

対象部局等	対象課等
総務部	総務課
市民生活部	環境政策課
こども未来部	こども家庭課、こども育成課
建設部	土木課
教育委員会	文化財課

3 監査の範囲

令和5年4月から令和6年3月に実施した事務事業

4 監査の着眼点

- (1) 事業の管理又は事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。
- (2) 事業の管理及び事務の執行が経済的・効率的かつ効果的に行われているか。

種別	項目	着眼点
財務監査	収入事務	(1) 収入未済金について適正な取り扱いがなされているか。 (2) 事務手続（起案から収入まで）は、適正に行われているか。 (3) 使用料、手数料の算定が法令等に準拠して行われているか。 (4) 計算方法は正確か。 (5) 減免等の理由及び手続は適正か。
	契約事務	(1) 契約締結手続きは適正に行われているか。 (2) 委託契約を締結している業務について、明確な仕様書に基づき実施されているか。 (3) 恣意的な分割発注をしていないか。 (4) 契約相手方の資格調査を十分に行っているか。 (5) 契約書、請書の締結方法は適正か。 (6) 見積書等、関係書類は適切に徴取されているか。 (7) 随意契約は適切な理由となっているか。
	資産等の管理	(1) 備品及び市有地の管理は適正に行われているか。 (2) 公有財産の貸付及び目的外使用許可の手続が法令に準拠して行われているか。 (3) 所管する施設の管理は適正になされているのか。 (4) 現金取扱いに係るマニュアルは整備されているか。 (5) 財産管理システムへの登録や変更はきちんと行っているか。 (6) 所管する行政財産、普通財産、公用車等の管理は適正になされているか。
	歳入歳出外現金管理	(1) 歳入歳出外現金（預り金）の取り扱いは適切か。
行政監査	の主要事業等の進捗確認	(1) 復興総合計画、実施計画に掲載されている主要事業が、計画通りに進んでいるか。 (2) 実績について、成果をどう捉え、評価しているのか。 (3) 事業を実施する上での課題と、その解決の方向性はどうか。 (4) 事業の取り組み内容と成果指標にズレが生じていないか。
	事務関係	(1) 事務処理が遅延なく、適正に行われているか。 (2) 事務手続は、根拠法令等に基づき、適切に行われているか。 (3) 事務の効率化が図られているか。 (4) 決裁処理について誤りがないか。 (5) 事務事業の内容の精査は十分にできているか。

※上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「監査等の着眼点」を参考としました。

5 監査の主な実施内容

- (1) 帳票簿冊等の審査
- (2) 監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取

6 監査の期間

令和6年5月7日～令和6年6月21日まで

7 監査の実施場所及び実施日

実施日(監査委員監査)	対象課等	実施場所
令和6年5月29日(水)	環境政策課	監査委員事務局
	こども育成課	
	総務課	
令和6年5月30日(木)	こども家庭課	博物館
	土木課	
	文化財課	

8 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていましたが、次の事項について改善、検討の必要があると認められましたので、今後はこれらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務の執行に当たってください。

なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示しました。

《 指 摘 事 項 》

1 契約事務

競争性のある契約内容にもかかわらず、入札を行っていなかったもの

(文化財課)

「博物館特殊建築物定期調査報告業務委託」については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適さないもの)を理由として随意契約を行っていますが、3社から見積もりを徴取していること、他課で行われている同様の「特殊建築物定期調査報告業務」については入札を実施していることから客観的にみて「その性質または目的が競争入札に適さない」とまでは言えないと解します。

今後は競争入札が原則であることを改めて認識し、公平性・経済性を確保しながら、市民に説明責任を果たすような随意契約理由であるかを十分に精査の上、契約事務を行ってください。

《 指 導 事 項 》

2 契約事務

随意契約において事務処理に不備が認められたもの

(総務課)

総務課で行っている随意契約のうち10の契約について契約締結何に見積書の添付がありませんでした。また、見積書が添付されていても見積書の有効期限が切れているもの、発注伺いがないもの、契約締結何に随意契約の理由が不明なもの、市財務規則第3条に基づく専決区分が適切ではないなどの誤りが散見されました。

今後は、随意契約は競争入札を原則とする契約方法の例外であることを十分認識し、どのような調査を行い1者しか履行できないと判断したのかを明らかにして透明性・競争性を確保してください。

《 検 討 事 項 》

なし

※監査結果の区分については、指摘事項、指導事項、検討事項等（意見）に区分して記載しています。

- 指摘事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、特に重要な事項として文書をもって指摘したもの
- 指導事項…是正又は改善を必要とする事項のうち、「指摘事項」に至らない事項で、文書をもって注意を行ったもの
- 検討事項等（意見）…特別に検討等を必要とするもの